

子育て応援特別手当

問合せ 町民税務課

☎ 47・8015

子育て応援特別手当は、子どもの多い世帯の経済的負担を軽減するため、幼児教育期にある第2子以降の子どもについて、1人あたり3万6千円を口座振込(原則)で支給する手当です。

対象となる子ども

以下の2つの条件にあてはまる子どもが支給対象となります。

①平成20年度に小学校就学前3年間にいる子ども
(平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれの子)

②第2子以降の子ども
※子どもは、18歳以下の子ども(平成2年4月2日以後生まれの子)の中から年齢順に第1子、第2子と数えます。

申請の方法

支給対象となる子どもと同居している世帯主が申請します。

【提出書類】

- ① 申請書
- ② 本人確認書類の写し

申請者の方の運転免許証、住民カード、パスポート、健康保険証、年金手帳 などいずれか1点の写し

- ③ 振込先の通帳の写し

【提出方法】

- ① 郵送申請

提出書類を役場あて郵送で提出してください。

- ② 窓口申請

提出書類を町民税務課、各総合事務所生活企画Gに持参し提出してください。

受付期間

3月24日(火)～9月24日(木)

支給対象となる子ども一人あたり3万6,000円


※別居している子どもがいる場合は、支給対象となる子どもが変更する可能性があります。また、申請の際には、同じ人に扶養されていることを確認するため、医療保険の被保険者証の写しなどが別途必要となります。


※対象となる世帯には、世帯主あて事前に申請書を定額給付金申請書と一緒に郵送します。

Aさんの世帯の手当の額


3.6万円×2人= **7.2万円**

世帯にいる子ども

平成2年4月2日～平成17年4月1日
生まれの子  1人目

平成14年4月2日～平成17年4月1日
生まれの子  2人目 3人目


手当の対象となる子


平成17年4月2日以後
生まれの子  4人目 5人目

Bさんの世帯の手当の額

3.6万円×1人= **3.6万円**

世帯にいる子ども

平成2年4月2日～平成17年4月1日
生まれの子  1人目


平成14年4月2日～平成17年4月1日
生まれの子  2人目


手当の対象となる子

Cさんの世帯の手当の額

0円

世帯にいる子ども

平成2年4月2日～平成17年4月1日
生まれの子  1人目

平成14年4月2日～平成17年4月1日
生まれの子  2人目 3人目

平成17年4月2日以後
生まれの子

支給対象となる子どもがいるのに申請書が届かないなど、不明な点がある場合は町民税務課に問合せください。

申請書以外の書類も忘れず提出してください!!